

令和6年度 第17回庁議要旨

日時：令和6年12月2日（月）
午前9時～午前9時35分
会場：庁議室

[審議事項]

1 公告式に係る事務取扱の統一等について（総務部）

公告式に係る事務は、石巻市公告式条例（以下「条例」という。）に基づいて実施しているが、地方自治法第16条の規定によらない告示等の取扱い等についての規程は定めておらず、慣例によって事務を行ってきた。

とりわけ、掲示場に掲示する文書の掲示期間については、同一の性質を有する内容であっても統一化されておらず、各総合支所等における掲示場の管理についても明確化されていない。

条例に規定のない告示及び公告（以下「告示等」という。）の公示に関する取扱い、掲示期間及び掲示場の管理について明確化し、事務の適正化及び統一化を図るもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市公告式規則の制定

条例に規定のない告示等の公示の方式や施行期日の取扱いを明確化するため、石巻市公告式規則（以下「規則」という。）を制定する。

イ 石巻市公告式事務取扱規程の制定

条例及び規則に基づく掲示文書の掲示期間及び掲示場の管理を明確化するため、石巻市事務取扱規程を制定する。

① 掲示期間

(ア) 法令等により掲示期間の定めがあるもの 所定の期間

(イ) 条例、規則及び規程

(i) 公布又は告示の日から施行するもの 公布又は告示の日から起算して14日目まで

(ii) 施行期日が公布又は告示の日の翌日以後であるもの 施行期日まで（ただし、その期間が14日以内となるときは、14日目まで）

(ウ) 令達に係る文書のうち、公表を要するもの 施行期日まで（ただし、その期間が14日以内となるときは、14日目まで）

(エ) 掲示文書に実施期日の定めがあるもの 実施期日まで

(オ) 予算の要領、財政事情の公表の告示等市長が特に重要と認めるもの 公示の日から起算して14日目まで

(カ) 上記以外のもの 公示又は公表の日から起算して14日目まで

② 掲示場の管理

- ・ 掲示場は、総務部総務課長が総括し、次の表のとおり管理者を設置して管理する。
- ・ 掲示場に掲示する文書の掲示、撤去及び廃棄は、管理者が行う。

名称	管理者
市役所前掲示場	総務部総務課長
各総合支所前掲示場	各総合支所地域振興課長
各支所前掲示場	各支所長

(2) 今後の予定

令和6年12月 石巻市公告式規則公布

令和7年 1月 石巻市公告式規則及び石巻市公告式事務取扱規程施行

2 運転免許証返納者に対する路線バスの運賃割引制度の導入について（復興企画部）

近年、高齢ドライバー等の過失による交通事故がメディアで取り上げられる機会が増加したこと等により、運転免許証を返納する高齢者が増加し、本市でも毎年400～500人程の市民が運転免許証を返納している。

今後も高齢者の運転免許証の非保有者は増加することが見込まれている。

総合交通計画に基づき、運転免許証の返納者に対する運賃割引制度を導入することで、運転免許証を返納した者の路線バス運賃の費用負担を軽減するもの。

(1) 主な内容

運転免許証を返納した市民からの申請に基づき、株式会社ミヤコーバス石巻営業所管内の路線バスで利用できる運賃割引チケットを発行する。

市は、運賃割引を行ったことによって生じる株式会社ミヤコーバスの減収分に対し、負担金を支出する。

【対象者】①本市の住民基本台帳に記載されている方

②有効期限内のすべての運転免許証を返納または失効した方（年齢制限なし）

【申請期限】運転免許取消日から3年間

【運賃割引チケット】4,800円分（200円×24枚、1人1回のみ）

【有効期限】なし

(2) 今後の予定

令和7年 2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 運転免許証返納者に対する路線バスの運賃割引チケット交付要綱の制定

4月 株式会社ミヤコーバスと運転免許証返納者に対する運賃割引制度の導入について協定締結

運転免許証返納者に対し、運賃割引チケットの交付を開始

株式会社ミヤコーバスが運転免許証の返納者に対する運賃割引を開始

3 石巻市新学校給食センター整備運営事業に係る落札者の決定について（教育委員会）

老朽化が進行する住吉、河北、河南学校給食センターを統廃合し、新たな学校給食センターを整備するため、令和4年度に石巻市学校給食センター整備基本計画を策定し、令和6年3月に設置した石巻市新学校給食センター整備運営PFI事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において事業者の選定を進めてきた。

今般、審査委員会の審査により事業者が選定されたことから、市はその結果を踏まえ、選定された事業者を落札者として決定するもの。

(1) 主な内容

- 1 事業名称 石巻市新学校給食センター整備運営事業
- 2 選定事業者 ジーエスエフグループ
代表企業 (株)ジーエスエフ
構成企業 設 計 (株)梓設計東北事務所、(株)盛総合設計
建 設 三井住友建設(株)東北支店、日本製紙石巻テクノ(株)
工事監理 (株)梓設計東北事務所、(株)盛総合設計
維持管理 日本調理器(株)東北支店、(株)合人社計画研究所
運 営 (株)ジーエスエフ
- 3 選定方法 総合評価一般競争入札方式
資格審査を通過した2グループから提案書類の提出を受け、基礎審査の後、審査委員会において総合審査を実施した。
その結果、次表のとおりジーエスエフグループが優秀提案に選定された。

応募者名	入札価格の得点	提案内容評価の得点	合計得点	結果
メフォスグループ	29.96点	64.64点	94.60点	
ジーエスエフグループ	30.00点	70.00点	100.00点	選定

[参考] 入札金額 (税込)

- ・メフォスグループ 8,518,244,246円
- ・ジーエスエフグループ 8,505,619,245円

- 4 事業期間 事業契約締結日から令和24年3月31日まで

審査委員会の選定結果を踏まえ、上記の事業者を落札者として決定する。

(2) 今後の予定

- 令和6年12月 審査結果・審査講評の公表
基本協定の締結
- 令和7年 1月 仮事業契約の締結
2月 市議会第1回定例会に事業契約締結(案)について提案
3月 事業契約の締結
施設の整備(設計、建設)(~令和9年1月頃)
- 令和9年 4月 施設の維持管理・運営の開始(~令和24年3月末まで)

[報告事項]

1 友好都市・中国浙江省温州市との「友好交流計画に関する議定書」の変更について(復興企画部)

第13回庁議において承認された、友好都市・中国浙江省温州市との「友好交流計画に関する議定書」について、その後、温州市より内容の一部変更について申し出があったもの。

温州市の意向を踏まえ、両市において改めて協議し、議定書の内容について一部変更を行った。

(1) 主な内容

変更箇所について

変更後	変更前
石巻市と温州市は、平和友好・平等互惠・相互信頼・長期安定の4原則に基づき、 <u>政府間相互訪問、経済貿易協力、文化交流及び民間往来等幅広い分野で友好関係を絶えずに推し進めてきた。</u> 両市市民間の友情を一層深めるとともに、友好関係を更に発展させるため、2025年から2034年までにおける友好交流計画に関し、友好と信頼のもとに十分に協議を行い、次のとおり意見の一致を見た。	石巻市と温州市は、平和友好・平等互惠・相互信頼・長期安定の4原則に基づき、両市市民間の友情を一層深めるとともに、友好関係を更に発展させるため、2025年から2034年までにおける友好交流計画に関し、友好と信頼のもとに十分に協議を行い、次のとおり意見の一致を見た。
1 行政間の交流について <u>(2) 両市の指導者と関連部門は、定期的な連絡を保ち、両市の交流と協力に関連する事項及び共通の関心事について協議するものとする。</u>	1 行政間の交流について (2) 両市は、友好交流を深めるため、相互の研修生派遣を歓迎する。具体的事項については、別に協議する。
2 経済、貿易の交流について (1) 両市は、両市の企業間において既に行われている貿易について引き続き支持し、なお一層拡大されることを希望する。 また、平等互惠の原則に基づき、相互の利益が増進することを目的に、 <u>新たな分野及び新興産業で経済貿易交流の促進に努める。</u>	2 経済、貿易 <u>及び技術</u> の交流について (1) 両市は、両市の企業間において既に行われている貿易について引き続き支持し、なお一層拡大されることを希望する。 また、平等互惠の原則に基づき、相互の利益が増進することを目的に、 <u>新たな経済、貿易及び技術の提供等企業間交流の促進に努める。</u>

(2) 今後の予定

2 石巻市マンガクリエイター家賃等支援補助制度の一部見直しについて（産業部）

本市では、「マンガを活かした街づくり」に取り組んでおり、その一環として石巻市マンガクリエイター家賃支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、本市に転居またはお試し移住を希望するクリエイター志望者に対し、民間賃貸住宅の家賃等を支援する制度を運用してきた。

マンガ文化の発信や人材育成による交流人口の増加及び移住定住の促進による地域活性化を図る観点から、年齢にかかわらずクリエイター志望者に幅広く本補助金を活用していただくため、要綱を改正したもの。

(1) 主な内容

本補助制度の利活用を促進するため、年齢制限を廃止するもの。

(2) 今後の予定

3 「みやぎ鎮魂の日」（3月11日）の休業日から授業日への変更について（教育委員会）

みやぎ鎮魂の日を定める条例（平成25年宮城県条例第18号）の施行に伴い、石巻市立学校・園においては、3月11日を児童・生徒が慰霊関係行事へ参加しやすくするためとし、平成26年から休業日としていた。

しかしながら、令和6年3月11日の「みやぎ鎮魂の日」を児童生徒がどのように過ごしたのか、アンケート調査を実施した結果、市が実施する慰霊行事等に参加した児童生徒は1割程度で、特に何もしていないと答えた割合が4割程度いたという内容であった。

こうした背景により、「みやぎ鎮魂の日」（3月11日）の休業日から授業日への変更について、検討することとした。

「みやぎ鎮魂の日」（3月11日）を授業日とし、東日本大震災についての集会や防災に関する授業を行うなどし、「みやぎ鎮魂の日」の趣旨に沿ったより効果的な取り組みができるようにする。

(1) 主な内容

「みやぎ鎮魂の日」を石巻市立学校の管理に関する規則第3条第1項第7号及び石巻市立幼稚園園則第5条第1項第7号に基づく教育委員会が定める休業日としているものを、令和7年度から授業日とするもの。

(2) 今後の予定

令和8年 3月11日 施行

【その他】

- ・令和7年度施政方針編成作業日程について（復興企画部）

以上